環境省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
167	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	大気汚染防止法による届の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	【現行制度】 大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。 また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や関係者関係自治体に求めることができるとしている。 しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列挙されたものだけである。 【支障事例】 各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。 本来では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁（建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照）に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。 また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。	都道府県も国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨が大気汚染防止法に規定されれば、提案に無理と事務処理の遅延なく作業を効率化できる。これにより、石綿排出等作業からの石綿飛散を未然防止で住民の健康を守ることができる。	大気汚染防止法　第18条の15（特定粉じん排出等作業の実施の届出）、第23条（資料の提出の要求等） 建設リサイクル法　第10条（対象建設工事の届出等）	環境省	埼玉県	別紙あり（「02-1-2大気汚染防止法　添付資料」）	徳島県	○【制度改正の必要性】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握について、各自治体が持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回の提案と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今後、アスベストを含有した建築物の解体等の増加が見込まれることからも速やかな情報の収集のために自治体の資料の提供について制度に盛り込む必要がある。	大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が指定権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制に関し、同法による規制等を円滑に実施するために必要であれば関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることができる旨を明らかにするものであり、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、特定粉じん排出等作業の届出が行われた工事に係る資料の送付に限定されているものではありません。 従って、制度改正は必要ないものと考えます。	本県の提案について、現行法令において支障はないとの回答であるが、以下の２点について支障があると考える。 1　都道府県知事がその役割（措置権限）に応じた資料の提出の要求等ができると規定したのが法第28条第２項であるとのことである。 同様に、環境大臣がその役割に応じた資料の提出の要求等ができると規定したのが法第28条第１項であると思われる。 しかし、２項と１項を対比してみると、都道府県知事がその役割に関する限定列挙されたものしか資料の提出の要求等ができないのに対し、環境大臣は法に関わることであれば制限なく資料の提出の要求等ができると読み取れる。 環境大臣が制限なく資料の提出の要求等を行えるのであれば、法の目的を達成するため、都道府県知事も同等の権限を持つべきである。 2　特定粉じん排出等作業の届出漏れを防止するために、建設リサイクル法の届出情報（工事ごとに特定粉じん排出等作業の有無が混在）を得ることが法第28条第2項において認められているとのことである。 そうであれば、逆にている特定粉じん排出等作業がない建設リサイクル法の届出情報を要求することは、法第28条第2項にある「状況等」の「等」で判断することになると思われるが、そのように拡大解釈ができるのか疑わしく、情報提供を拒否される可能性がある。 実際に個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと回答を受けたこともあり、広く一般に拡大解釈が可能であると理解されているとは言い難い。 こうした状況を踏まえ、法改正すべきと考えるが、改めて見解を示されたい。	
278	B　地方に対する規制緩和	その他	狩猟免許を受けていない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和（はこわなの追加）	地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置するはこわなによる狩猟行為を許可対象とすること。	【現状】 狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成28年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において用いるための、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるようになった。 【支障事例】 三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊のわな班の隊員はのべであり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、囲いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、囲いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき餌資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や狩猟免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組めないでいる（三田市内86農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めていない）。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農林業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林被害対策となるものと考えられる。 なお、許可対象となる囲いわなとは、くくりわなと人身事故の安全性の確保や鳥獣捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの危険性は集落の周辺状況など地域の実情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することで対応すべきと考える。	はこわなを活用した鳥獣捕獲に取り組む農業集落が増え、農林業被害の軽減につながる。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（正第四2-3(2)）	環境省	兵庫県、三田市		山形市、高松市	○当市では、鳥獣被害対策実施隊により、市被害防止計画に基づく被害防止施策として、わな免許を持っている隊員からわな捕獲を実施している。わなを設置した際に、錯誤捕獲の防止や安全管理のためにわなの見回りを実施しているが、被害報告によるわなの設置数の増加により、見回りの負担が増加していることが、現場の隊員の活動を圧迫している。そのため、隊員だけでなく農林業者自らが、はこわなを設置し、管理することで、さらに有効な農作物被害対策につながるものと考えられる。	下記のとおり、現行において対応可能である。 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」（平成28年10月環境省告示第100号）に基づき市１、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準において、鳥獣保護管理法第9条に係る許可対象者は、銃猟の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、下記に該当する場合等は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるとしている。 法人（地方公共団体、農業協同組合等※2）に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合 ①　従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること ②　当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること ③　当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと ④　当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること 上記による許可は、既に都道府県知事許可52件、市町村長許可316件（いずれも平成26年度実績）の実績があり、全国で活用されているところである。 例えば、猟知事が市に対し、専門家によるイノシシ捕獲技術の研修並びに安全確保及び集落ぐるみの取組手法についての講習会の受講、補助者全員の集落活動を対象とした保険への加入等を条件に、狩猟免許をもたない地元農家が補助者となり、狩猟免許を有する者の監督の下、はこわなを用いてイノシシ１０頭を捕獲することを許可した事例がある。 今後も、上記取扱に従い、適切に運用されるよう都道府県担当者の説明会等において周知していく。なお、上記取扱のチラシや基本指針は環境省HP上（http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort5/effort5.html、http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan1.html）に掲載している。 ※1上記取扱は平成23年9月環境省告示第59号による基本指針の一部改正以降の基本指針に掲載されている。 ※2農、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）	貴省の回答では、農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、囲いわなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由が明らかになっていないので、ご教示いただきたい。その理由が安全性の確保や錯誤捕獲の防止であるならば、次の要件を満たすことができれば、許可対象となるよう制度を見直していただきたい。 ・狩猟免許所持者と協時連絡が取れる体制の構築 ・捕獲技術、安全性等の確保のための講習会や研修の受講 ・止めさし等の行為は鳥獣被害対策実施隊等、狩猟免許保持者が実施 ・地域の関係者と十分な合意形成 なお、一定の条件を満たした法人に対する許可についても、狩猟免許不所持者も許可対象とすることが可能とのことだが、環境省の通知によると、狩猟免許保持者が従事者に含まれていることが不可欠であり、狩猟免許不保持者には捕獲に補助的な従事のみで、はこわなの設置や止めさし は狩猟免許所持者が主体的に行うこととされている。そのため、狩猟免許所持者が少ない地方自治体や法人では、農林漁業者が行うような対応が事実上困難である。	

環境省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－		－		「大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が、法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県知事が特定物質に係る排出等作業等の規制を内容に実施するため、関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることができる旨を明らかにするものです。このため、「特定物質に係る排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、法律の目的を達成するため必要があれば広く求めることができると考えられるため、建設リサイクル法に基づく解体等工事の届出の情報は同規定に含まれると解釈して差し支えありません。この解釈については、通知により都道府県に周知することとします。 　従って、本法律の改正は必要ないものと考えます。	6【環境省】 （１）大気汚染防止法（昭43法97） 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等（法第26条）については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平12法104）に基づく解体等工事の届出の情報についても、同様に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	通知	平成30年3月15日	措置済み（「大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について」（平成30年3月15日付け環水大大発第1803151号-1）	
－		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		御指摘の「農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、painいろいろな許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由」については、見解のとおり、安全性の確保等の理由により、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成28年10月環境省告示第100号、以下「基本方針」という。）第第2-3(2)(ロ)に係る他いろいろな同様の要件により、はこわなを許可対象とすることはできない。なお、御指摘の要件の追加によるはこわなの許可対象への追加意見については、当該要件は基本方針第第2-3(2)(ロ)の要件と同内容であることから、現行において対応可能であり、現行制度の活用により対応いただきたい。 　また、御指摘の一定の条件を満たした法人に対する許可における狩猟免許を受けていない者（以下「不所持者」という。）の扱いについては、基本的には、狩猟免許を受けている者（以下「所持者」という。）の立会いによる監督下で、不所持者がわなの設置を行うのが望ましい。ただし、例えば、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立会いと同等の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められるものと解して差し支えない。	6【環境省】 （5）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 シカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可（9条1項）については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平28環境省告示100）に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が関与する捕獲者の資質や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いてシカ、イノシシを捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	通知	平成30年1月31日	措置済み（「狩猟免許を受けていない農林業者に対する鳥獣の捕獲許可の解釈について」（平成30年1月31日付け環自野発第1801311号 環境省自然環境局野生生物課長通知）	